会議開催案内

令和８年度第１回大船渡市指定管理者候補者選定委員会を次のとおり開催します。

なお、この会議は一部を非公開とします。公開部分の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴するものとします。

令和８年 11 月９日

大船渡市指定管理者候補者選定委員会

１　開催日時

令和８年11月16日（月）午後１時10分

２　開催場所

大船渡市役所本庁２階　応接室

３　議題

大船渡市指定管理者候補者の選定について（令和９年度から新たな指定期間を迎える次の施設について）

大船渡市民文化会館、大船渡市営住宅・大船渡市有住宅・大船渡特定賃貸公共住宅、森っこ・洞川原地域集会所、大船渡市細浦地区緑地広場

４　傍聴定員

５人

５　傍聴の可否及び手続

(1) この会議は、一部傍聴することができません。傍聴できない部分は、次のとおりです。

議題「３　審査・選定」の「(2) 審査・選定」及び「(3) その他」の部分

(2) 傍聴できない理由

傍聴できない部分には、法人その他の団体に関する情報が含まれており、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地域その他正当な利益を害するおそれがあるため。（大船渡市情報公開条例第７条第３号に該当）

(3) 傍聴希望者は、11月13日（金）の午後５時までにお申し込みの上、当日は会議開始時刻の５分前までに開催場所へお越しください。

※　傍聴希望者が傍聴定員を上回った場合、抽選で傍聴者を決定します。

７　問合せ先（傍聴の申込先）

大船渡市総務部総務課（電話：0192-27-3111／内線 234）

傍聴要領

大船渡市指定管理者候補者選定委員会

1　傍聴する場合の手続

(1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに、審議会の会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。

(2) 会議の開始予定時刻を過ぎた場合は、入室できません。

2　会議の秩序の維持

(1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。

(2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

3　会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

(1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。

(2) 騒ぎ立てるなどして、議事を妨害しないこと。

(3) 会場内において、飲食又は喫煙を行わないこと。

(4) 会場内において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会の会長の許可を得た場合はこの限りでありません。

(5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。